
特集：小さな世帯の増加と社会保障

単身男性介護者に惹起する生活問題とその支援策に関する一考察 ——「男性介護者に対する支援のあり方に関する調査研究」の結果を中心にして——

和気 康太*¹, 望月 孝裕*²

抄 録

2000年に介護保険制度が施行されて以降、要介護高齢者の日常生活を支える介護サービスは、質・量ともに充実してきた。しかし、いまなお家族の介護負担は小さくはない。また、家族介護の問題は、これまで女性の問題と考えられてきたが、世帯の縮小とともに、いまや年齢や性別にかかわらず生起する問題である。そのため、介護者に対して支援を行うことは喫緊の課題となっている。

本論は、介護者のなかの単身男性介護者に注目して、彼らの抱える生活問題をとらえ、家族を介護しながら自らの生活も維持・継続できるような支援を明らかにすることを目的としている。

既存の調査研究の結果から、①男性であることがあまり意識されておらず、介護者支援が十分な支援となっていない、②単身男性介護者は孤立しやすく、介護が終わったあとの生活を見据えた支援が必要である、③男性としてのアイデンティティを維持することができる就労の継続において、男性が介護休業制度などを活用しにくい制度となっていることがわかった。

単身男性介護者への支援では、介護をしながらも地域と職場との関係を維持できるよう総合的・包括的に支援することが重要になる。そのためには、就労と介護を同時に保障できる仕組みが必要である。

キーワード：高齢者介護、介護保険制度、単身男性介護者、介護者支援、地域包括ケアシステム

社会保障研究 2017, vol.2, no.1, pp.60-76.

I 背景

わが国の人口構造は、これまでに他国で経験がないような速さで高齢化している。医療技術の向上や生活環境の改善などによって、平均寿命は男性が80.75歳、女性が86.99歳（2015年）となり、長寿化している〔厚生労働省（2017）〕。その一方で、少子化も進展しているため、すでにわが国は2007年には超高齢社会に突入し、高齢化率は26.6%

（2015年）となっている〔総務省（2016）〕。

このようななか、高齢者の生活保障の一環として、2000年に介護保険制度が導入された。これにより、高齢者、特に心身の障害により、日常生活を営むうえで介護を必要とする高齢者は、日常生活に必要となる支援をサービスとして自分で選択し、利用できるようになった。そのため、介護保険制度導入前と比べて、介護サービスは、種類、量ともに増加している。このように、国は介護サービスの充実を図る一方で、保健施策や介護保

*¹ 明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授

*² 明治学院大学社会学部附属研究所 研究員

険の介護予防事業等を実施し、高齢者の健康寿命を延ばしたり、高齢者の多様なニーズに対応するために、地域のインフォーマルな支援の担い手などの、多様な資源を活用したりするなど、地域における介護基盤の整備を進めている。

しかし、実際にはそうしたサービスのみでは、特に在宅で生活している重度の要介護高齢者の生活を24時間365日にわたって支えることはできないなど、介護保険制度がもつ課題は少なくない。そして、要介護高齢者の日常生活支援の場面では、いまだに「家族」が大きな役割を担っているのが現実である。

このような要介護高齢者の介護では、従来、わが国では伝統的な社会規範から介護を担うのは、家族のなかの女性の役割であると考えられてきた。しかし、戦後、高度経済成長期から安定成長期を経て現在に至るまで、産業構造などの変化にともない、世帯の構成も変化している。一般世帯の平均世帯人員は2015年には2.49人となり、減少し続けている。また、65歳以上の高齢者がいる世帯は全世帯の47.1%を占め、その世帯数は増加する傾向にある。そのなかでも、世帯構造別では三世帯世帯が占める割合は減少し、単独世帯、夫婦のみ世帯、親と未婚の子のみの世帯といった、構成人員が少ない世帯の割合は増加する傾向にある〔厚生労働省（2016）〕。

このように、世帯規模が小さくなるにしたがって、家族の福祉機能も縮小している。そのため、従来の社会規範のもとに形成されていた、家族の介護は女性がするものという性別役割分業を維持することは難しくなっていて、性別や年齢にかかわらず、介護を担わなければならないという状況が起きている。このことは、主として女性が担っていた介護を、男性も担うようになっていくことを意味している。つまり、夫が妻の介護をする、息子が老親の介護をすることは現実に起きており、実際に15歳以上で介護をしている者の36.0%は男性である〔総務省統計局（2013）〕。そして、このような男性介護者は、今後も増加すると考えられている。

このように、世帯規模が小さくなるなかで、家

族のなかの誰かに介護が必要になった場合、介護を担う家族にかかる負担は大きなものになる。すなわち、家族を介護することは、いまや女性だけの問題ではなく、まさに男性自身の問題としても生起するようになってきているのである。このような状況から、家族介護者に対して、何らかの社会的支援を行うことは、喫緊の課題になっていると考えられる。

II 目的

要介護高齢者の日常生活を支えるためには、要介護者が自分に必要な介護サービスを利用するだけでなく、家族による介護を必要とする場合がある。その場合、現在のわが国の状況において、介護のリスクとは加齢により要介護状態になるというリスクだけではなく、家族が介護を担う、あるいは担わなければならないリスクでもあるといえる。つまり、高齢者の介護を担わなければならないという状況は、性別や年齢にかかわらず、誰にでも起こりうることであり、さらにいえば世帯当たりの人員が減少するなか、男性がひとりで介護に携わらなければならない状況も生じているのである。また、家族が介護をするということは、実際に要介護者の介護を担わなければならないだけでなく、介護者にとっては、介護が終わったあとの将来の生活をどうするかという問題も考えておかななければならないことを意味している。したがって、要介護者の日常生活の支援だけではなく、家族介護者の生活を支援するためのシステムを構築することは重要である。

家族介護者に対する支援に関する調査研究は、これまで主に2つの視座からアプローチされている。ひとつは寝たきりや認知症の高齢者の介護状況、あるいは介護における虐待や介護殺人などの状況を中心とする実態調査をもとにした研究がある。もうひとつは、精神医学、看護学、心理学の分野で実施されている介護負担（感）の研究がある〔笹谷（2012）〕。

笹谷によれば、これらの先行調査研究を通して介護者支援に必要な視点として次の点が挙げられ

ている。①およそ半数以上の介護者が身体的・精神的状態に問題がある。②虐待・殺人等の背景には介護疲れがある。そして、高齢、男性、未婚子の介護者にそのリスクが大きく、未婚の息子による介護がリスクになっている。③介護困難は多角的な視点から捉えなければならない。特に男性介護者においては、期待されてきたジェンダーと介護を担う現実との乖離や、男性という「性」に起因する困難を解決する必要がある。④特に未婚の息子においては、介護をするにあたって、就労・経済問題、介護技術や情報の低さ、異性介護をすることの困難、希薄な社会関係による社会的孤立に対応する必要がある。⑤在宅介護を継続するポイントとしてケアする人の身体的・精神的健康がある〔笹谷 (2012), pp.63-64〕。

この先行研究が示すように、家族介護者への支援をジェンダーの観点から、特に男性の家族介護者に対する支援を明らかにすることは重要である。しかし、これまでそのような視点をもった調査研究はほとんど存在しない。そうした状況のなかで、男性介護者の実態に関する調査研究が行われており、次のような知見が明らかになっている。

斎藤は、当事者組織活動に参加している男性介護者の実態を明らかにするため、当事者組織の会員を対象に質問紙調査を実施し、男性介護者に必要な支援を明らかにしている。質問紙調査の結果から、要介護者への介護サービスの利用（介護の外部化）に加えて、家族介護者への支援とレスパイトケアが必要であり、介護実態を踏まえた支援、とりわけ精神的サポートが重要であることを明らかにしている。そして、男性にとって仕事をするということは、安定的な収入を確保するという意味だけでなく、自分のアイデンティティを保つことや、精神安定になると考えている人は多いので、仕事と介護の両立は重要であるとしている。そして、その実現のためには介護をしながら仕事をするに対する職場の理解・協力と、働く介護者に合った介護サービスの提供など、男性介護者に対する経済的・精神的な支援が必要であるとしている〔斎藤 (2011)〕。

また、松井は、これまでリスクが大きいとされている「老老介護」や「処遇困難」な事例としてあげられる息子介護者と比較して、相対的に「問題がない」家族介護者に注目して、調査研究を行っている。そして、男性介護者のセルフヘルプ活動への参与観察と聞き取り調査から、男性介護者が直面する介護困難について、①仕事と介護の両立困難、②女性用の衣類の買い物が容易にできないなどの家族役割遂行の困難、③母親に対する排泄ケアなどの際に起こる身体接触をとまなう介護困難、④仕事を辞めて介護に専念する際に起きる介護の「仕事化」とそれに伴う困難の4つの視点があることを明らかにしている〔松井 (2014)〕。

そこで本論では、上述の先行研究の成果を踏まえて、男性介護者に対して行われている支援の現状を明らかにし、その上で特に問題が潜在化していると考えられる単身の男性に注目して、彼らが介護者として、また社会の一員として活躍し、自身の生活を継続させるために必要な社会的支援を明らかにすることを目的とする。

そのために、まず一般社団法人全国介護者支援協議会が、男性介護者への支援がどのように行われているのかについて把握するために実施した調査研究の結果をもとにして、男性介護者の実態と必要な支援策について検討する。さらに、単身で介護を行っている男性介護者の経験から、彼らに特有の問題を分析し、その結果を踏まえて、単身男性介護者に必要な支援を検討することにする。なお、本論では、公刊されている『報告書』〔全国介護者支援協議会 (2011)〕に記載されているデータを使用していることをお断りしておきたい。

Ⅲ 「男性介護者に対する支援のあり方に関する調査研究」の概要

1 調査研究の目的

本調査研究は、一般社団法人全国介護者支援協議会による「男性介護者に対する支援のあり方に関する調査研究事業（平成22年度・老人保健事業推進費等補助金・老人保健健康増進等事業）」において、全国の市区町村（以下、自治体と表記す

る)、社会福祉協議会(以下、社協と表記する)が実施している家族介護者支援体制の実態を把握するとともに、現状で行われている男性介護者を対象とした支援サービス体制、および支援内容などを調査することで、男性介護者支援に何が不足しているのかを明らかにすることを目的として実施されたものである〔全国介護者支援協議会(2011), pp.2-3〕。

2 調査研究の設計

本調査研究は、自記式による質問紙調査と、訪問面接調査(半構造化面接法で実施)で構成されている。

質問紙調査の対象は、自治体の高齢者・家族介護支援担当部署、社協の高齢者・家族介護支援担当部署、そして企業の人事労務担当部署の担当者である。また、訪問面接調査では、質問紙調査への回答結果にもとづき選択した自治体、社協、企業の担当者と、男性介護者(当事者)を調査対象としている〔全国介護者支援協議会(2011), pp.3-6, pp.123-125〕(表1)(表2)。

3 質問項目の設計

(1) 質問紙調査

自治体に対しては、自治体が行っている高齢者・家族介護者支援施策について明らかにするために、①在宅の要介護者に対する家族介護者および男性介護者の状況、②家族介護者および男性介護者に対する支援サービスの実施状況、③介護者と地域社会の関係、④自治体における高齢者虐待の状況および虐待対策の実施状況などを質問項目としている。

社協に対しては、社協が行っている高齢者・家族介護者支援施策について明らかにするために、①社協が行っている介護保険以外の在宅介護支援サービスの実施状況、②社協の家族介護支援者に対する相談窓口の状況、在宅の家族介護者・男性介護者の状況、③家族介護者と地域社会の関係、④社協の活動地域内における高齢者虐待の状況と虐待対策の実施状況などを質問項目としている。

企業に対しては、民間企業が行っている介護休業制度および復職支援制度について明らかにするために、①介護休業制度の取得状況、②介護休業

表1 質問紙調査の概要

	自治体調査	社会福祉協議会調査	企業人事労務調査
調査対象	市区町村1753箇所(2010年10月末)の高齢者・家族介護支援担当部署	全国の社会福祉協議会1756箇所(2010年10月末日)の高齢者・家族介護支援担当部署	「証券コード協議会」における業種(34種類)で分類し、無作為抽出した上場企業(2010年10月時点)1223社の人事労務担当部署
調査方法	郵送(配布・回収)による自記式質問紙調査	郵送(配布・回収)による自記式質問紙調査	郵送(配布・回収)による自記式質問紙調査
調査期間	2010年11月1日～12月18日 一次締切:2010年11月22日 未返送者への調査協力依頼の電話後 二次締切:2010年12月18日	2010年11月1日～12月18日 一次締切:2010年11月25日 未返送者への調査協力依頼の電話後 二次締切:2010年12月18日	2010年11月1日～11月15日
調査内容	自治体が行っている高齢者・家族介護支援施策について ・自治体の基本属性 ・在宅の要介護者に対する家族介護者・男性介護者の実態 ・家族介護者・男性介護者に対する支援サービスの実態 ・家族介護者と地域社会の関係 ・自治体における高齢者虐待の状況、虐待対策の実態	社会福祉協議会が行っている高齢者・家族介護支援施策について ・社会福祉協議会の基本属性 ・社会福祉協議会が行っている介護保険以外のサービスの実態 ・社会福祉協議会の家族介護支援担当相談窓口の実態 ・在宅の要介護高齢者に対する家族介護者・男性介護者の実態 ・家族介護者と地域社会の関係 ・社会福祉協議会活動地域内における高齢者虐待の状況、虐待対策の実態	民間企業が行っている介護休業制度および復職支援制度について ・企業の基本属性 ・介護休業制度の取得状況 ・介護休業制度に関する企業の独自運営規定 ・介護復職支援制度の利用状況 ・企業独自の介護支援制度の有無
回収状況	有効回収数789件(有効回収率45.0%)	有効回収数381件(有効回収率21.6%)	有効回収数70件(有効回収率5.7%)

〔全国介護者支援協議会(2011)〕

表2 面接調査の概要

	自治体調査	社会福祉協議会調査	企業人事労務調査	男性介護者調査
調査対象	「高齢者虐待・介護事件事案が発生した」と回答した自治体で、当該事案の発生後、高齢者支援や家族介護支援に対する取り組み方を変更したと回答のあった12自治体	「高齢者虐待・介護事件事案が発生した」と回答した社会福祉協議会で、当該事案の発生後、高齢者支援や家族介護支援に対する取り組み方を変更したと回答のあった2社会福祉協議会	本調査に回答のあった企業のうち介護休業制度の取得率が高い1企業	現在介護に携わっている男性介護者、または過去に在宅で介護を行っていた男性介護者 在宅介護者、介護離職者など、生活および経済環境の異なる男性介護者5名
調査方法	訪問面接法（半構造化面接）	訪問面接法（半構造化面接）	訪問面接法（半構造化面接）	訪問面接法（半構造化面接）
調査期間	2010年11月24日～12月20日	2010年11月24日～12月20日	2010年11月24日～12月20日	2010年9月17日～11月24日
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な虐待事案の内容 ・高齢者の状況 ・高齢者介護に対する認識 ・介護に関して地域コミュニティが果たす役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な虐待事案の内容 ・高齢者の状況 ・高齢者介護に対する認識 ・NPO・ボランティア団体の状況 ・介護に関して地域コミュニティが果たす役割 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護休業制度の取得状況 ・介護休業制度の運営に関する企業の独自規定 ・復職支援制度の有無および利用状況 ・介護休業制度以外の独自の介護支援制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用している介護保険サービスや支援サービスの内容 ・要介護者および面接対象者と地位との関係 ・介護に関する悩み、相談などの打ち明け先 ・在宅介護を決断した経緯

〔全国介護者支援協議会（2011）〕

制度に関する企業の独自運営規定、③介護復職支援制度の利用状況、④企業独自の介護支援制度などを質問項目としている〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.3-6〕。

（2）面接調査

自治体と社協に対しては、①具体的な虐待事案の内容、②高齢者の状況、③高齢者介護に対する認識、④介護に関して地域コミュニティが果たす役割などについて質問し、企業に対しては、①介護休業制度の取得状況、②介護休業制度の運営に関する企業の独自規定、③復職支援制度の有無および利用状況、④介護休業制度以外の独自の介護支援制度などについて質問している〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.123-125〕。

4 調査結果の概要

（1）質問紙調査

① 男性介護者に対する自治体・社協の担当者の認識

男性介護者は客観的事実として増加しているが、自治体と社協の担当者は、調査時点において過去10年間で男性介護者数が「増加している」（自治体：36.6%、社協：53.0%）、あるいは「将来的に増加していく」（同：55.5%、71.2%）と考えている。一方、今後の在宅介護における家族介護者

の主流に関しては、自治体担当者の65.9%、社協担当者の73.7%が「女性」と回答している〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.26-29、pp.89-90〕。

② 男性介護者が増加したときに起こりうる問題

男性介護者が増加した場合に起こりうる問題について、自治体と社協の担当者がどのように考えているのかについて尋ねている。どちらも、「食事・洗濯・掃除など、生活技能の不足が問題になる」、「介護による不安や問題を1人で抱え込みやすくなる」と回答した担当者の割合が高い一方で、「介護を優先するために離職者が増える」と回答した割合はほかの選択肢に比べて低くなっている〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.30-31、pp.90-91〕（図1）。

③ 男性介護者を対象とした相談援助

自治体の担当者に家族介護者に対する相談援助の実態について尋ねている。

まず、家族介護者に対する相談窓口であるが、「役所・役場の高齢者の介護を担当する窓口」が83.0%、「地域包括支援センター」が73.9%で、ほかの窓口に比べて高くなっている（図2）。

次に、相談窓口に来る男性介護者の割合については、自治体担当者の53.0%が「よく分からない」と回答している。しかし、それ以外の回答をみると男性介護者の割合を「20%以上」としたところが14.4%で一番高くなっている。

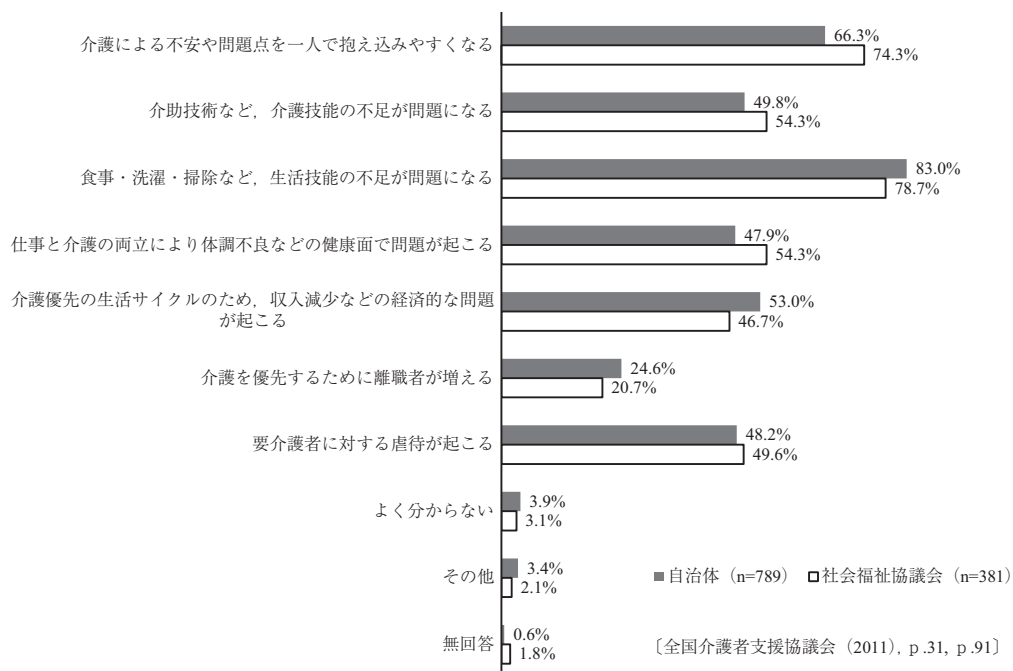


図1 男性介護者が増えた場合に起こりうる問題 (複数回答)

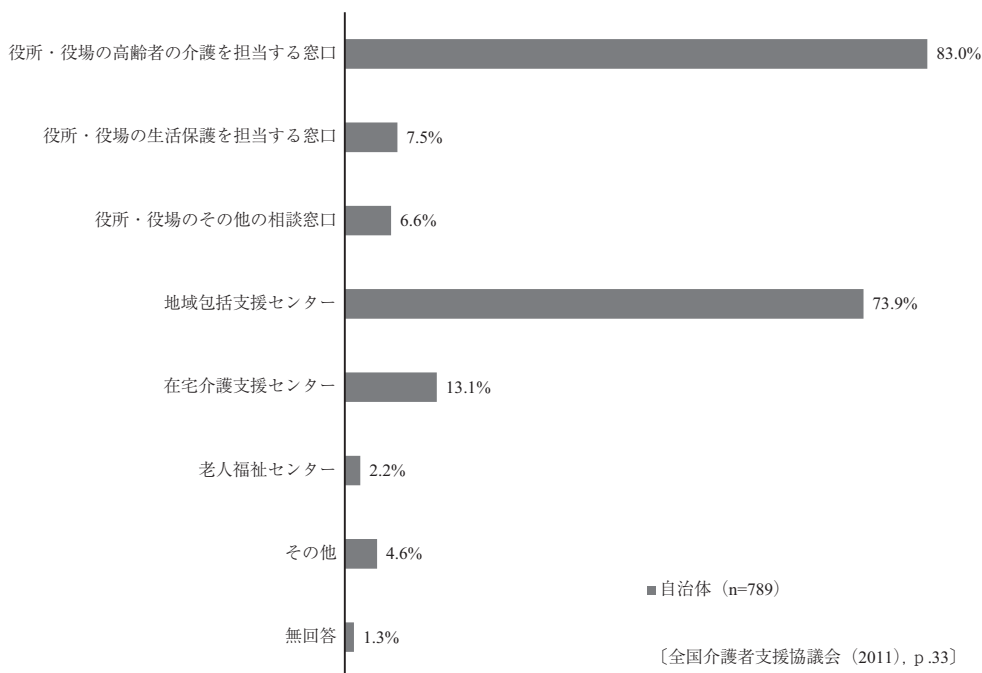


図2 男性が相談に来る窓口 (複数回答)

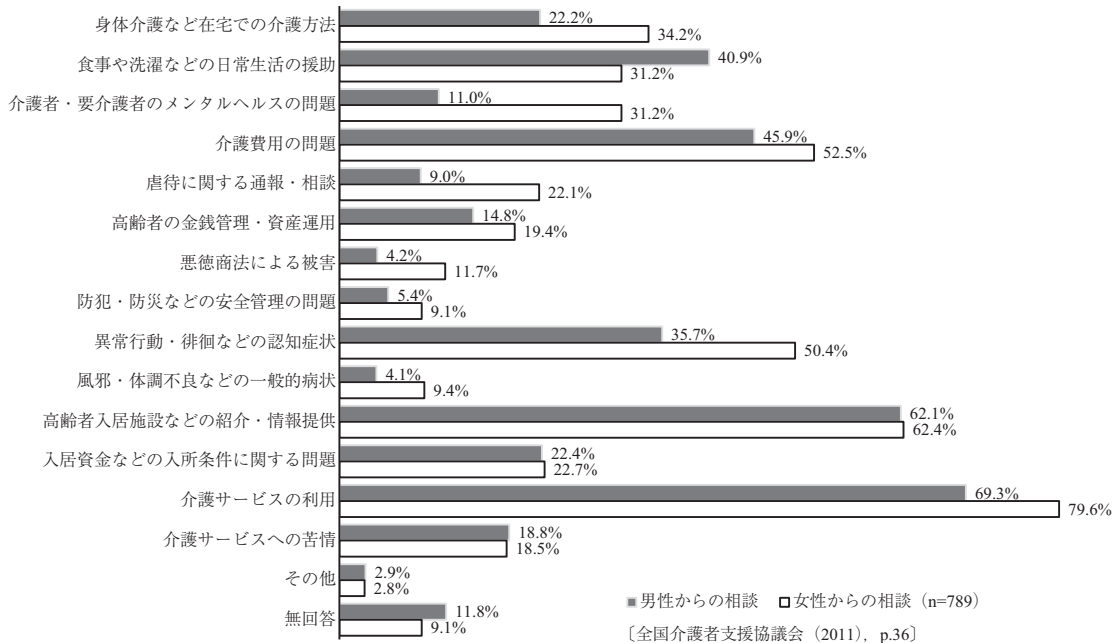


図3 自治体の相談窓口での相談内容（複数回答）

そして、その相談窓口における男女別の相談内容については、男女ともに介護サービスの利用に関する相談の割合が高くなっているなど、性別による差はあまりみられない。しかし、男性では食事や洗濯などの日常生活の援助に関する相談、女性では異常行動・徘徊などの認知症状に関する相談への回答率が高くなっている〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.32-36〕（図3）。

④ 男性介護者向けのサービス

自治体を実施している家族介護者向けの介護サービスでは、「介護用品の支給（おむつなど）」（51.5%）と「介護手当（慰労金など）」（40.7%）の回答率が高く、それに続いて各種相談と介護予防（サロン活動など）、介護者の相互交流、住宅改修が30%を超える回答率となっている。社協が実施している家族介護者向けのサービスでは、「介護者の相互交流」（68.5%）が最も回答率が高く、「相談（介護・日常生活問題）」（57.9%）、「介護者教室（介護技術・認知症の対応方法）」（44.1%）の順になっている〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.37-44, pp.72-86〕（図4）。

このように自治体、社協ともに家族介護者に対しては、介護保険外の財源でサービスを実施している。そして、自治体と比べて、社協は家族介護者向けのサービスをよく実施している。しかし、実施している家族介護者向けのサービスのうち、男性介護者を対象にしたサービスの有無について尋ねると、自治体では91.3%（「無回答」も便宜的に含めている）、社協では88.5%が「支援サービスはない」と回答している。

⑤ 男性介護者の増加により必要となるサービス
 男性介護者が増加することによって必要になると考えるサービスについて尋ねると、自治体と社協の担当者は、いずれも家事などの生活技能や介護技術の取得を目的とした介護者教室、ピア・カウンセリングなどの相互交流を含めた相談を中心とした支援・サービスへの回答率が高い。そして、この質問項目に関して、自治体担当者と社協担当者の認識は、ほぼ一致している〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.44-47, pp.90-91〕（図5）。

⑥ 男性介護者と地域組織との関係

自治会・町内会、老人クラブなどの地縁型組織

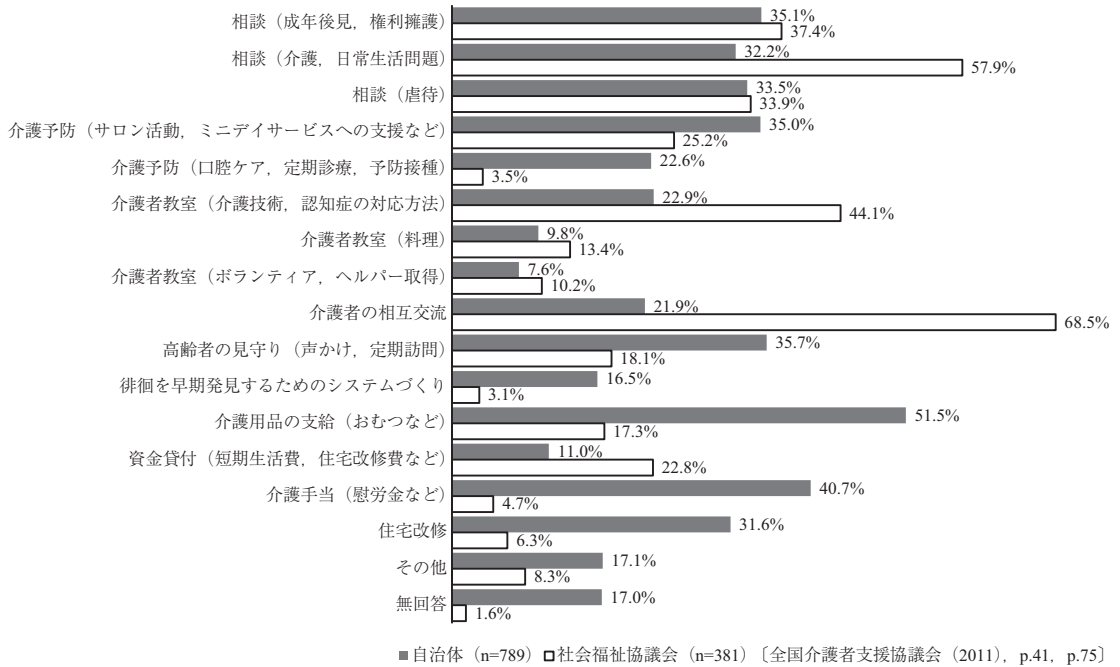


図4 家族介護者に対するサービス (複数回答)

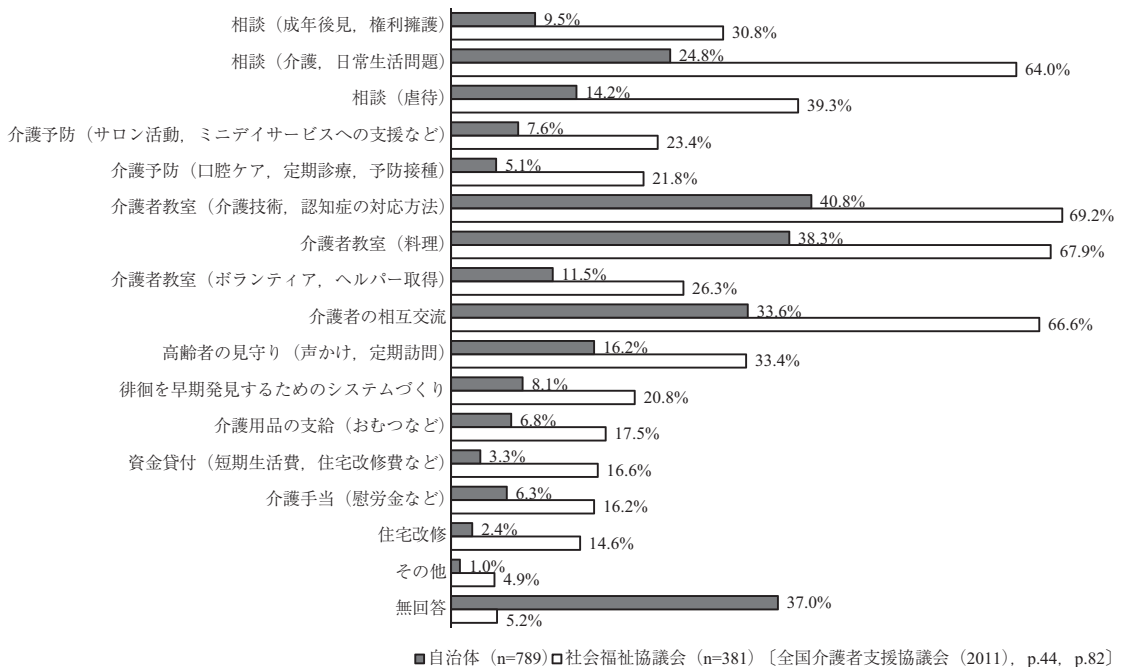


図5 将来必要だと思う男性介護者向け支援サービス (複数回答)

の活動内容については、自治体の71.7%、社協の76.9%が把握していると回答している。一方、NPOやボランティア団体などの機縁型組織の活動内容については、自治体の50.3%、社協の69.8%が把握していると回答している。

しかし、家族介護者と地域組織とを結びつけるような働きかけは、自治体および社協ともあまり行っていない。また、活動支援については、自治体、社協ともに地縁型組織の方を機縁型組織よりも支援しているが、両者ともその主な手段は、活動資金の助成と活動場所の提供である〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.48-52、pp.93-97〕（図6）（図7）。

⑦ 企業による男性介護者への支援

企業の人事労務部署の担当者を対象として実施した質問紙調査は、回答率が低いいため一般化できないと断ったうえで、次のような結果が報告されている。

介護休業制度について、制度導入以来、介護休業の「取得者がいる」と回答した企業は47.1%である。そのうち、調査時点において実際に「取得者がいる」企業は11.4%であった。なお、調査結

果から、介護休業制度取得者は、相対的に年齢が高い、女性の方が多いという特徴があり、管理職以外の者が取得していることが明らかになっている。

一方で、介護休業からの復職者については、40.0%の企業が「復帰者がいる」と回答している。しかし、97.1%の企業が介護休職期間中の「給与保障はない」、58.6%の企業が復職の「支援制度はない」と回答している〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.107-122〕。

（2）面接調査の結果

面接調査については、自治体、社協、企業を対象とした3種類の質問紙調査の結果とほぼ同様の傾向がみられる。しかし、面接調査によって、質問紙調査で明らかにできなかった特徴的な点があることが報告されている〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.129-154、pp.161-162〕。

以下、その特徴的な結果について列挙する。

- ① 自治体、社協、企業の担当者に対する面接調査
・男性介護者には、「独善的・自己流の介護に固執

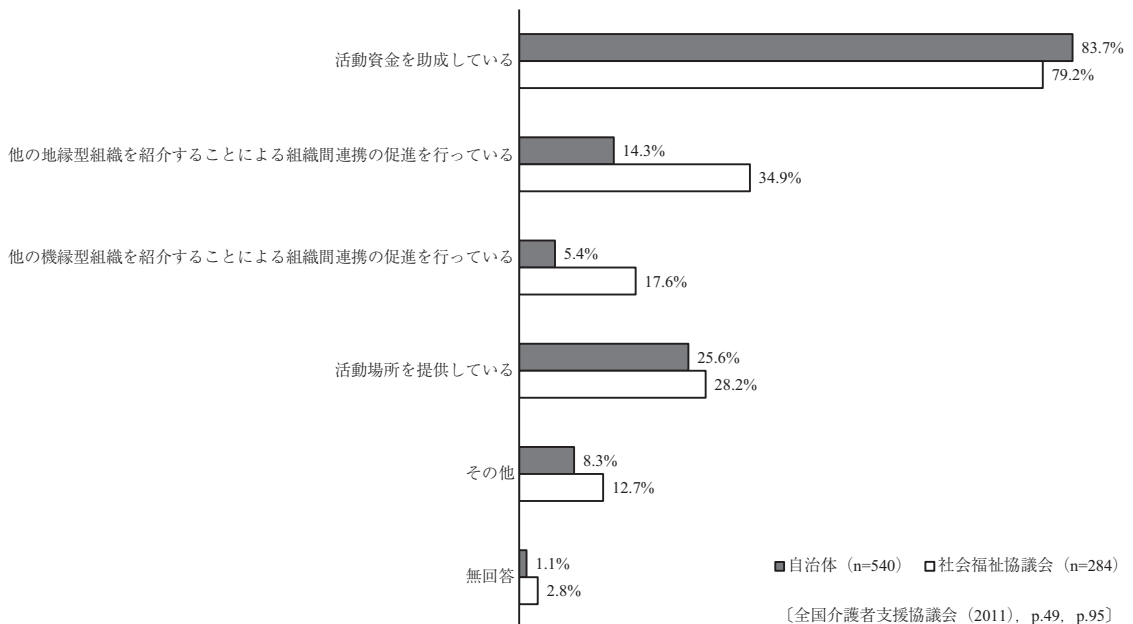


図6 地縁型組織への具体的な支援（複数回答）

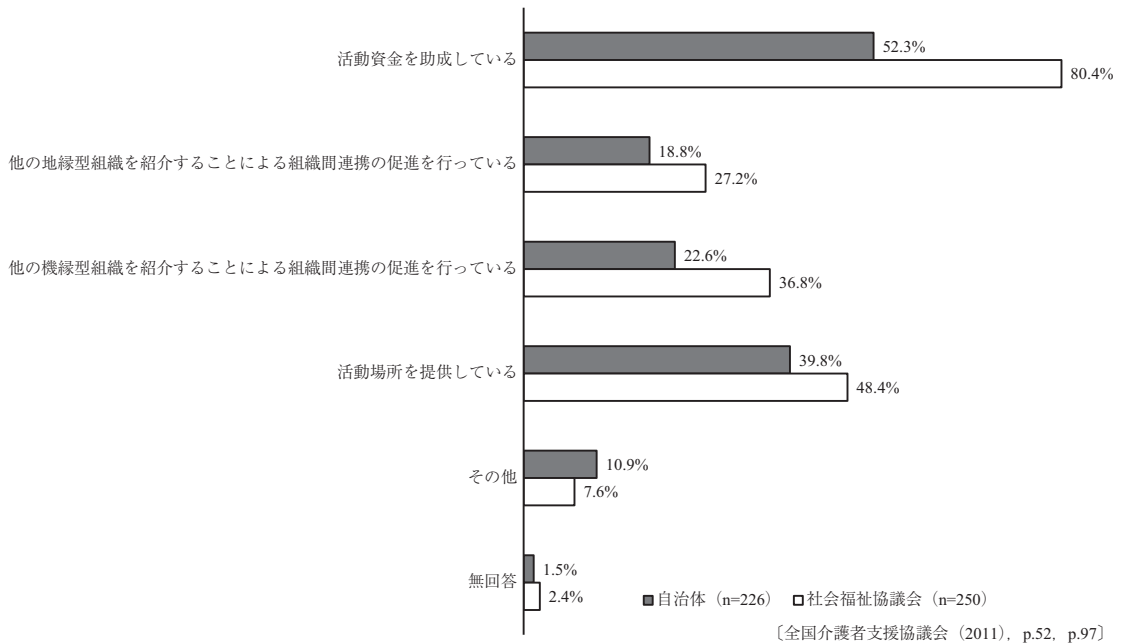


図7 機縁型組織への具体的な支援（複数回答）

する」傾向があり、経済状況によっては親の年金に依存する傾向がみられる。

- ・高齢者虐待については、民生委員の役割が重要になるが、民生委員の人的不足などにより連携がうまく取れていない。
 - ・男性介護者による高齢者虐待や介護を起因とする殺人事件などのような介護事件の後に、支援体制の変更をしたところでは、自治体が中心となり、介護者の地域支援に携わる関係者全員と情報を共有化し、事例の検証を通じた「リスク管理」を行うようにしたところがある。
 - ・企業の方針として、地域密着の企業を掲げ、育児や介護に対する配慮を行っているところがある。その企業では、復職支援制度について、一時的に退職しても状況が落ち着いた時点で優先的に再雇用するという取り組みを行っている。
- ② 男性介護者への面接調査
- ・炊事や洗濯などの家事、食事・入浴・排泄などの介助や徘徊への対処などの介護は、男性介護者は不得意であり、しかも周囲の人に相談せずひとりで抱え込む傾向がある。ただし、それ

らも介護が長期間になることで、次第にスキルが向上し、介護があまり苦にならなくなる介護者もいる。

- ・現在実施されている在宅介護支援サービスはあまり利用されていない。男性介護者からは「要介護度に関係なく一時的に預かってくれる施設」や「生活支援サービス」が必要という意見がある。
- ・さまざまな理由で新しい地域へ移動した場合、地域での人間関係が希薄になり、介護をしても家に引きこもりがちになる。
- ・男性介護者の多くが、親の介護が必要になった時、勤務地、労働時間、昇級昇進などを考慮して退職することを選んでいる。
- ・介護が終わったあとの男性介護者のライフプランの設計にはかなり個人差があり、「漠然としている」「現時点ではない」などのように、次の人生へのステージに容易に移れない人もいる。

Ⅳ 男性介護者に対する支援とその対策

本調査研究の結果からも分かるように、男性介護者に対する自治体と社協の担当者の認識から、男性介護者は増加傾向にあるといえる。しかし、現実にはいまだに家族介護の担い手は、女性が中心であると考えられている。このような状況のなかで、男性介護者に対する支援の必要性とその対策について、上述の『報告書』では4つの論点を報告し、その対策を提言している〔全国介護者支援協議会（2011）、pp.162-166〕。

1 男性介護者の正確な把握とその工夫

男性介護者は、家族介護者の一部として捉えられており、彼らが介護をする際に直面する固有のニーズがあるにもかかわらず、その実態を捉えられていない。また、男性介護者は自らのニーズを表明しない、あるいは表明しにくい、などの理由から、なかなかその固有のニーズを、支援を行うサービス提供主体が把握しにくい面がある。

そのため、男性介護者のニーズを正確に捉えるには、その把握の方法を工夫する必要があると指摘している。例えば、「介護者教室」や「介護者の相互交流」に男性介護者が参加することを通して、彼らがつもつニーズを表明しやすくし、「男性介護者の会」などの当事者団体の組織化活動につなげていくことなどが挙げられている。このような取り組みは、男性介護者が介護の役割を遂行する上でも、男性介護者の支援を担う専門職が彼らのニーズを把握する上でも重要な意味をもつ。つまり、男性介護者のニーズの把握には定型的方法があるわけではない。そこで、男性介護者のさまざまな活動への参加を契機として、その「声なき声」に耳を傾けるという工夫が、サービス提供主体には求められている。

2 家族介護者の性別に配慮した支援・サービス

すでに男性介護者が一定の割合を占めていること、そしてその割合が増加すると見込まれている

ならば、男性介護者にも配慮したサービスが必要であるとしている。例えば、ピア・カウンセリングのような、当事者による相談援助活動や、介護者教室の運営に男性介護者自身が参加していくような運営など、男性であることに配慮しながら支援につなげるように活動を工夫する必要がある。こうした配慮は、「介護者の相互交流」や「高齢者の見守り活動」などの、ほかのサービスでも同様に必要になるとしている。一方で、現在の男性介護者には、その生活習慣から、炊事や洗濯などの日常生活に関する支援の必要性が強いため、男性介護者に対する、家事援助系のサービス提供も重要になるとしている。

なお、サービスの提供に関して、経済的な配慮も必要であるとしている。特に息子が父母の介護者となる場合で、仕事をやめ、親の介護に専念しているときは、生活費を親の年金に依存しなければならない。そのため、経済的な問題から介護サービスの利用を抑制することが少なくない。こうした男性介護者にはサービス利用料を免除・軽減するといった配慮も必要になる。

3 男性介護者への支援における地域包括ケアの視点

地域包括ケアの実現には、いわゆる縦割り行政の克服など、制度的に解決しなければならない問題がある。そこでは、自治体、社会福祉法人、社協、福祉団体（民生委員協議会や老人クラブ、当事者団体など）、町内会・自治会、NPO法人、ボランティア団体、サービス事業者などの、多元的な地域組織が果たす役割は大きい。それゆえ、自治体や社協は、伝統的に結びつきの強い、地域の民生委員協議会（民生委員）や町内会・自治会との連携強化を重視している。しかし、今後は、このような伝統的な組織だけでなく、多様な目的をもった地域組織と、さまざまなきっかけを通して、地域包括ケアの実現という目的を共有したネットワークを形成することが重要になる。こうしたネットワークの形成は、社協だけでなく、地域包括ケアシステム構築の推進役として位置づけられている地域包括支援センターの果たす役割が

大きくなるだけに、その強化が喫緊の課題となる。

4 企業側の介護休業制度など家族介護者に対する制度への理解と運用

『報告書』は、労働環境における男性介護者への配慮についても言及している。すでに多くの労働者が、その両親あるいは配偶者の介護問題に直面するようになってきている。国（厚生労働省）は、こうした問題を解決するために「介護休業制度」を制定したが、その運用面において、いくつかの課題がある。つまり、本調査研究の結果から、①介護休業を取得できる、もしくは取得しやすいのは、女性の、管理職ではない労働者である。また、②一度この制度を利用して職場を離れると、復職が難しくなる。しかも、③半数以上の企業には復職支援の制度がないという現実がある。

こうした理念と現実の乖離から、企業は介護休業制度の定型的な運用にとどまることなく、制度を利用しやすくすると同時に、取得者への復職支援を行うこと、さらにその企業の特性に応じた、独自の「介護休業制度」を創設し、推進する必要がある。そして、このような独自の支援策を行う企業の努力に対して、国（厚生労働省）は福祉と労働の制度的連携を強化し、より一層の支援をする必要があるとしている。

V 単身男性介護者に起こる問題とその対策

ここまで『報告書』にもとづいて、男性介護者の実態把握から、男性が介護者となる場合のニーズとその支援策を検討してきた。しかし、この調査研究が対象としている男性介護者とは、男性介護者が主介護者になり、例えば主介護者のきょうだいなど、そのほかの家族が副介護者として主介護者と介護を分担したり、技術的、経済的、時には精神的にサポートしたりしている場合も含まれている。一方では、介護を担うほかの家族が全くいないために、自分が介護を担わざるを得ない状況のなかで、ひとりで介護をする、もしくはひとりで介護をしなければならぬ男性介護者も存在

する。本論の目的を果たすためには、後者の状況におかれている男性介護者にも焦点を当てて、彼らが家族の介護をする場合のニーズとその支援策を検討する必要がある。なお、上記のような状況にある男性介護者のことを、本論では「単身男性介護者」と呼ぶことにする。そこで、まず既述の面接調査の結果のなかから、単身男性介護者に起こりうる固有のニーズを分析し、その上でそうしたニーズに対応する支援策を検討していくことにする。

1 単身男性介護者に起こる固有の問題

はじめに単身男性介護者に起こりうる問題点を面接調査の結果から抽出すると、次の4点を挙げることができる。

第1は、炊事や洗濯、介護などの生活技能が不足しているという問題である。これは、特に介護を担い始めた時期に問題として表面化するようである。また、身体介護の場面では、介護者の介護技術が不足していることによって、要介護者の状況や必要な援助を理解することができないため、介護者の考えが要介護者のそれと合わずに口論になってしまうこともある。

第2は、単身男性介護者には自分自身が描く「自己流の介護」以外は認めない傾向があるという問題である。これについて、支援する立場である自治体や社協は、単身男性介護者には「独善的・自己流の介護に固執する傾向がある」と面接調査において回答している。これについて、単身男性介護者は、介護保険外のサービスが利用しにくい、悩みがあってもひとりで抱え込んでしまう、新しい地域に移動すると地域の人との人間関係が希薄になり、引きこもりがちになることがあるなどと回答をしている。このように、周囲の人との関係を断っていくことによって、要介護者と家族介護者は、ともに十分な支援が受けられないという悪循環を生み出す。そのため、問題が深刻化しやすいようである。

第3は、介護者の生活費の確保の問題である。単身男性介護者の生活費は要介護状態にある親の年金に依存している場合があるという、自治体や

社協の担当者の面接調査の結果がある。一方、介護者にとって介護を担うことは、どのようにして仕事と介護を両立するのかというよりも、現状では退職を選択せざるを得ない状況が存在するようである。そのため、家族の介護を理由として仕事を辞めてしまう場合、就労で得られる収入がなくなる。特に単身の場合には、ほかの家族と介護にかかる経済的な負担を分担できるというわけではないので、生活費の確保という点において問題となりやすいようである。

第4は、介護者が介護の終わったあとのことも含めて、将来の人生を展望できないという問題である。面接調査のなかで、将来について「漠然としている」「現時点ではわからない」という回答がある。自分が介護をする以外に代わりがない状況のなかで、介護をしなくてはならないという現実に対応するために、将来の自分の生活のことまで考えられない人もいることが分かる。

上述の点から、単身者の場合、生活技能や介護技術を獲得したり、相談したりできる相手が家族のなかにはいないことや、介護および介護にかかる費用を分担する相手が家族のなかにはいないという状況におかれることが少なくない。したがって、そうした状況のなかで、男性がひとりで介護を担おうとすると、男性固有の問題が生じることから、いずれも「社会的孤立」へとつながる可能性が高いと考えられる。このことから、要介護高齢者の日常生活を支援する場面において、家族による介護が大きな役割を担うのであれば、要介護高齢者のみならず、家族介護者に対して支援することも重要になる。特に社会的孤立につながりやすい単身男性介護者を支援する場合には、専門職による支援関係のなかに包摂した支援体制をつくる必要がある。以下、この点を踏まえて、単身男性介護者に必要な支援を孤立防止の側面から検討してみたい。

2 単身男性介護者の問題への対策

2.1 要介護者が利用するサービスと単身男性介護者が利用できるサービスの保障

まずは、要介護者が利用可能なサービスが保障

されていなければならない。現在も「地域包括ケア」の実現に向けて、要介護高齢者の生活を支える介護基盤の整備が図られているが、要介護者が利用できる介護サービスの量や種類をさらに整備し、その質を保障して、必要に応じてそれらを利用できるようにする必要がある。

このように、要介護者に対するサービスを保障したうえで、介護者に対する支援も必要になる。特に単身男性介護者の場合、家族のなかで介護について相談する人も、実際に介護を分担する人もいない。そのため、ひとりで懸命に介護に携わる傾向がある。このとき、介護に専念するあまりかえって問題が生じて、深刻化することになる。例えば、単身男性介護者は、利用するサービスなどが介護者の意に沿わないと、介護事業者との関係を悪化させてしまうことがある。そして、介護支援専門員（ケアマネジャー）が両者の関係を調整しようとしても、結果的にそれ以降、どのサービスも利用しないという状態を作り出す場合がある。このような状態になると、家族の介護機能が低下するだけでなく、要介護者を取り巻く支援関係も縮小し、社会的孤立状態を引き起こす可能性が高くなる。こうした状況を防ぐためには、要介護者へのサービスのみならず、単身男性介護者に対する相談援助サービスの保障が重要になる。

そのうえで、家族介護者が担う介護と、社会化された介護が担う介護の調整が必要である。家族が担う部分が大きいと、単身男性介護者の場合、対応できる生活技能や介護技術が伴わず、さらにひとりで懸命に介護を担おうとすれば、自治体や社協の担当者が語る「独善的・自己流の介護」となり、虐待につながるような不適切な介護をしてしまう恐れがある。また、場合によっては介護に対して消極的な態度となり「介護放棄」といった問題につながる恐れもある。

こうした男性の特性により引き起こされる「問題」に対応して、介護技術の不足への対応とともに、介護をひとりで抱え込まないような環境をつくりながら、単身男性介護者でも介護が担えるような支援体制を構築することが必要となる。そのため、特に単身男性介護者への支援として、要介

護者の介護ニーズに対応するだけでなく、家族介護者のニーズにも対応できる支援関係を、専門職を含めて形成できるシステムが必要である。

2.2 単身男性介護者の生活費（所得）の保障

要介護者や家族介護者に対するサービスが充実していても、その利用料が負担できなければ、サービスを活用することはできない。そのためには、介護サービスを利用しながら生活できる所得を保障することが必要である。それは、要介護者にとっては、自分の収入（年金や預金など）によって、介護サービス、そのほかの支援を受けながら生活できること、また介護者にとっては、家族の介護を担うことになっても、自分の生活を維持できる収入があることを意味する。面接調査の結果から、現状では要介護高齢者の収入だけでは必要なサービスを十分に利用できず、その費用を介護者が支出することによって支援が成り立っている場合がある。介護者の経済的負担が大きくなり、生活していくことが困難になれば、要介護者のために介護サービスなどの支援を利用しようというインセンティブが働きづらくなり、要介護者が適切な介護が受けられないばかりか、要介護者ともども孤立状態になることが考えられる。

また、介護者の生活費については、老齢年金の受給権がある男性介護者の場合は一定程度の収入を確保することができる。しかし、要介護者の年金によって、介護者の生活が成り立っている場合があることにも注目する必要がある。つまり、老齢年金の受給権がない、退職しても老齢年金が受給できるまでに長い期間がある、若い単身の男性介護者の場合には、介護後の生活において、新たなニーズを生み出しやすい状況があると考えられる。つまり、こうした男性介護者の場合、現在の生活と将来（介護後）の生活の両方を考えなければならないのである。たとえ現に介護に専念している状況において、親の年金によって自分の生活が保てていたとしても、介護が終わるとともにそうした生活も終わることになる。これらのことから、要介護者が利用できる介護サービスを保障したうえで、要介護者がサービスを利用するための

費用を含めた生活費と、介護者の生活費を保障することは、ほかの家族からの支援がない単身男性介護者の支援にとって特に重要である。

2.3 単身男性介護者の地域と職場における居場所の保障

男性介護者が単身で家族の介護を担わなくてはならない状況になっても、その地域で孤立しないよう、地域との関係性を維持し、孤立状態に陥らないような生活環境を保障する必要がある。単身男性介護者が地域の介護サービス、そのほかの支援を利用することによって、その地域の支援者と関わりをもてるような人間関係を構築していくことにより、単身男性介護者は地域の事業者や支援者によって技術的・精神的に支えられ、介護負担を軽減することができる。換言すれば、それは要介護者と単身男性介護者の双方にとって安心して暮らせる、なじみの生活の場（空間）となることである。われわれが、このような地域にしていくなめには、要介護者や介護者と、介護サービス事業者、地域組織、地域の支援者などとのネットワークをつくっていくことが重要になる。そこでは、介護者が、ほかの男性介護者を支援するという役割を担うことも可能になるに違いない。

また、男性が「仕事」をすることによって、自らのアイデンティティを維持できるということから、就労の保障も重要になる。それにはまず介護を担っている状況においても、就労を続けながら家族の介護にかかわることができるような労働環境が必要となる。つまり、単身男性介護者に必要なのは、安定した雇用関係のなかで、家族を介護しながら、自分の生活を継続できるような働き方ができる職場環境が重要なのである。そのためには、再雇用を前提とした離職や、短時間でも職場で活躍できるような働き方など、単身の男性でも介護を担えるような制度設計が必要になる。しかし、面接調査の結果から、これを実現させるためには、企業の相当な理解と努力にかかっているといえる。

この点についていえば、家族の介護にかかわる部分に対して、介護手当等を支給することによ

り、現在の生活費を確保することも検討する必要があるのではないだろうか。この場合の「介護手当」は、仕事において働き方を変更した分の所得減少の補償ともいえる。そのため、不足する介護サービスの、家族による代替に焦点をあてた手当ではないという点において、介護保険制度導入時に議論されたものとは目的が異なると考えられる。

VI 本論のまとめ

現在、わが国では地域包括ケアシステムの理念にもとづき、「住み慣れた地域」を基盤とした生活支援のしくみを構築することが政策課題となっている。そして、その実現のためには、利用者の多様なニーズに総合的・包括的に対応することが求められている。ここでいう「利用者」とは、介護が必要な高齢者だけを指すのではなく、家族介護者までも含めて考える必要がある。

しかし、家族介護者への支援は、十分に行われていない状況にある。本論ではこうした家族介護者のうち、単身で男性の介護者に焦点を絞って論じてきた。単身男性介護者は、彼らもつ固有のニーズから、介護を担うことで社会的孤立が助長される可能性が高い。そのため、要介護者の介護ニーズに対応すると同時に、単身男性介護者への支援も行われなくてはならない。そこでは、単身男性介護者が家族の介護をしながら生活をするため、要介護高齢者のニーズに対する医療や介護、そして福祉（生活支援サービスも含む）などの要介護者のサービス保障だけではなく、家族介護者の住宅や労働、所得といった介護者の日常生活の基盤をも保障する、多面的・多層的な支援体制が求められる。

そして、これらの支援は単に現金を給付したり、サービスを提供したりするだけでは実現しない。それには、家族の介護を契機として、医療・介護・福祉などの専門職、家族介護者、要介護者本人が相互に支援関係を築くことが必要となる。そして、家族介護者が介護のできるような状況を作るだけでなく、現在の生活と、将来の生活を維

持し、さらにはその生活の質（QOL：Quality of Life）を向上させながら、家族介護者もまた自己実現をしていかなければならない。そして、それを支援するためには、特に単身男性介護者の場合、家族としての役割を担いながら、地域と職場にも居場所をもち、自らのアイデンティティを保ちながら生活できる環境があることが重要になると考えられる。そのためには、単身男性介護者を、介護を担っている家族としてのみ捉えるのではなく、固有のニーズをもつ支援の対象者として、地域の支援関係のなかに包摂していくような取り組みが必要である。

単身男性介護者の場合、このような人間関係をもとにしたネットワークを通じてできる、地域での居場所と、仕事を通じてつくり上げた居場所の両方を、緩やかに維持し続けながら、生活していくことが重要になるのではないだろうか。そのためには、単身男性介護者に対して、就労と介護を同時に保障していくシステムが、これからより一層、必要になると考えられる。

謝辞

本論は、一般社団法人全国介護者支援協議会が受託した「男性介護者に対する支援のあり方に関する調査研究事業」（厚生労働省・平成22年度・老人保健事業推進費等補助金・老人保健健康増進等推進事業）の研究成果にもとづく論考である。本調査研究にご協力、ご回答くださった自治体、社協、企業および男性介護者の方々、またさまざまな資料やデータなどを提供していただいた全国介護者支援協議会のみなさまにはこの場をお借りして、心より感謝申し上げます。

執筆分担

本論は、I・VIを和気康太が、また、II～Vを望月孝裕が分担執筆している。

参考文献

- 厚生労働省（2016）「国民生活基礎調査」。
- （2017）「簡易生命表」。
- 斎藤真緒（2011）「男性介護者の実態把握と支援の課

題：男性介護ネット第1回会員調査から」(調査報告), 『立命館産業社会論叢』, 47 (3), pp.111-123。
笹谷春美 (2012) 「ケアをする人々の健康問題と社会的支援策」, 『社会政策』, 4 (2), pp.53-67。
全国介護者支援協議会 (2011) 『男性介護者に対する支援のあり方に関する調査研究事業報告書』 (平成22年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業)。

総務省 (2016) 「平成27年国勢調査」。

松井由香 (2014) 「男性介護者の語りにみる『男性ゆえの困難』:セルフヘルプに集う夫・息子の事例から」, 『家族研究年報』, 39, pp.55-74。

(わけ・やすた)
(もちづき・たかひろ)

A Consideration on Issues of the Daily Living of Single Male Caregivers and the System of Social Support for them: Through Recent Researches on “Social Support for Male Caregivers”

Yasuta WAKE*¹ and Takahiro MOCHIZUKI*²

Abstract

The Long-Term Care Insurance for the elderly started in the 21st century in Japan. Since then, care services which support the daily life of the elderly have been substantial in both dimensions of quality and quantity. However, the burden of the family caregiving is still serious. The family caregiving has been considered as female matters. But it becomes universal regardless of the age and the gender. Therefore social supports for caregivers have been necessary. They are and will be urgent tasks in the Japanese society.

The purpose of this article is that social supports which can be made sustainable in the daily living and caregiving for the family are cleared through analyzing problems of livelihood of single male caregivers.

According to results of the existing researches including our one, following three points are clarified: 1) Social supports for single male caregivers are still quite few, and they don't function sufficiently. 2) Single male caregivers are tend to be socially isolated, and they need several supports which should be started fixedly at the next life stage of ending caregiving. 3) It is difficult for single male caregivers to make use of the system of compensations for the family caregiving in continuing an employment in terms of keeping male identities.

Keywords : Care for the Elderly, the Long-Term Care Insurance for the Elderly, Single Male Caregivers, Social Supports for the Caregivers, the Integrated Community Care System

*¹ Professor, Faculty of Sociology, Meiji Gakuin University

*² Researcher, Institute of Sociology and Social Work, Meiji Gakuin University